

## 高浜町飼い主のいない猫の不妊手術支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を制限することにより、住民の快適な生活環境を保持するため、また飼い主のいない猫との共生を目指す地域猫活動を支援するため、飼い主のいない猫の不妊手術に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 精巣を摘出する去勢手術または卵巣を摘出する避妊手術をいう。
- (2) 識別処置 不妊手術を実施するときにおいて、片耳の先端に V 字型の切り込みを入れる処置をいう。
- (3) 協力病院 動物病院で、飼い主のいない猫の不妊手術及び識別処置に協力するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高浜町内に事務所を有する団体
- (2) 高浜町内に住所を有する者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 不妊手術を協力病院で実施すること
- (2) 猫を捕獲した場所の区長、近隣住民、町内の動物愛護団体のいずれかから、飼い主のいない猫であることの確認がとれていること
- (3) 識別処置を行うこと

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる不妊手術の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、手術費用が補助金額を下回った場合は、その額を上限とする。

- (1) 去勢手術 1匹あたり 10,000円
- (2) 避妊手術 1匹あたり 15,000円

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、高浜町飼い主のいない猫の不妊手術支援事業補助金申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を

添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 手術を受ける猫の特徴が分かる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

#### (交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、申請書の内容を審査し、これを適正と認めるときは、高浜町飼い主のいない猫の不妊手術支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

#### (遵守事項)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付の決定の日から起算して3月以内に、当該交付決定を受けた不妊手術を実施すること
- (2) 不妊手術を実施する日は、交付の決定の日の属する年度の末日を超えないこと
- (3) 不妊手術の際に麻酔や施術により発生した不測の事態に対して、異議申し立てをしないこと
- (4) 補助対象事業に関する全ての問題について責任を負うものとし、誠意をもって解決するよう努めること
- (5) 不妊手術を実施したときは、飼い主のいない猫に識別処置を行うこと
- (6) 不妊手術を実施した飼い主のいない猫の糞尿の処理、餌やり等について適正に管理すること

#### (実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象となる手術後30日以内に、高浜町飼い主のいない猫の不妊手術支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次の各号に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 協力病院で手術した際の領収書等の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

#### (交付確定)

第10条 町長は、前条の報告を受けたときは、その書類を審査したうえで交付すべき補助金の額を確定し、高浜町飼い主のいない猫の不妊手術支援事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の交付等)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、高浜町飼い主のいない猫の不妊手術支援事業補助金請求書（様式第5号）により、補助金の交付を請求するものとする。

**(補助金の支払い)**

第12条 町長は、前条の報告を受けたときは速やかに補助事業者に対し、補助金を支払うものとする。

**(その他)**

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。